

令和3年度第12回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和4年3月22日（火） 16時00分開会
17時40分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員	津曲 貞利
委員	小栗 有子

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	中 豊司	教育部長	辻 慎一郎
総務課長	小村 真二	施設課長	矢崎 順一
文化財課長	圖師 みゆき	美術館副館長	池田 雅光
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	佐土原 隆
学校教育課長	山下 聖和	保健体育課長	池田 隆
青少年課長	猿渡 功	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	西國原 学	学校ICT推進センター所長	木田 博
中央学校給食センター所長	濱田 有希		

◇ **書記**

総務課主幹	竹村 香帆	総務課主査	田島 里美
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 6 5 号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件
 - 定第 6 6 号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件
 - 定第 6 7 号議案 鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程一部改正の件
 - 定第 6 8 号議案 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件
 - 定第 6 9 号議案 鹿児島市立高等学校の授業料等の減免に関する規則一部改正の件
 - 定第 7 0 号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件
 - 定第 7 1 号議案 鹿児島市立図書館協議会規則一部改正の件
 - 定第 7 2 号議案 鹿児島市立学校事務処理規程一部改正の件
 - 定第 7 3 号議案 市立中学校における詳細調査の件
- 6 報告事項
 - (1) 鹿児島市指定文化財の指定に係る鹿児島市文化財審議会への諮問について
 - (2) 鹿児島市指定文化財の現状変更申請に伴う鹿児島市文化財審議会への諮問について
 - (3) 鹿児島市図書館基本的運営方針の改訂について
 - (4) 令和 3 年度鹿児島市立小・中・高等学校教職員の人事評価結果について
 - (5) 市立学校の電話への自動音声応答装置の導入について
 - (6) 令和 3 年度鹿児島学習定着度調査の結果について
 - (7) 令和 3 年度鹿児島市社会教育委員の会議結果について
 - (8) 市議会関係の審議結果等について
 - (9) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

※ 以下、非公開部分は網掛けで表示

1 開会

教育長 ただいまから、令和3年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は桃木野委員と立元委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、津曲委員と小栗委員をお願いいたします。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第65号議案及び報告事項(4)は人事・人選に係る案件、報告事項(1)は意思形成過程の案件、定第73号議案は個人情報の保護を要する案件ですので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、定第65号議案及び定第73号議案は関係部課長のみの出席としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第65号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第73号議案 市立中学校における詳細調査の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 鹿児島市指定文化財の指定に係る鹿児島市文化財審議会への諮問について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(4) 令和3年度鹿児島市立小・中・高等学校教職員の人事評価結果について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第66号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

原案可決

教育長 定第66号議案について、小村総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 議案綴りの2ページをご覧ください。「定第66号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件」についてご説明します。4ページの下の改正理由をご覧ください。令和4年4月1日及び9日の組織機構の整備等に伴い、関係条文を整理するものです。5ページの新旧対照表をご覧ください。令和4年度の組織整備において、「鹿児島市立天文館図書館」を設置するとともに、「鹿児島市立青少年補導センター」を「鹿児島市立青少年育成センター」に名称変更するものです。また、現在、教育機関に位置付けられております「学校ICT推進センター」については、教育委員会の内部組織としても位置づけるとともに、課に準ずるものとして総務課に学校整備室を設置するものです。なお、これらのうち、「鹿児島市立天文館図書館」については4月9日、その他は、4月1日の組織整備となっております。6ページ以降は、関係規定の改正等です。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

教育長 他になければ、定第66号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第67号議案 鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程一部改正の件

原案可決

教育長 定第67号議案について、引き続き、小村総務課長、説明をお願いします。
事務局（総務課長） 議案綴りの9ページをご覧ください。「定第67号議案 鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程一部改正の件」についてご説明します。10ページの下の改正理由をご覧ください。令和4年4月1日の組織機構の整備等に伴い、関係条文を整理するものです。11ページの新旧対照表をご覧ください。令和4年4月1日の組織整備において、「鹿児島市立青少年補導センター」を「鹿児島市立青少年育成センター」に名称変更することに伴い、事務決裁規程に規定されている組織名を名称変更するとともに、青少年育成センター所長の専決事項の文言整理を行うものです。また、「学校ICT推進センター」を内部組織に位置付けることに伴いまして、新たに学校ICT推進センター所長の専決事項を追加するとともに、学校整備室の設置に伴いまして、学校整備室長の専決事項を追加するものです。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

教育長 他になければ、定第67号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



定第68号議案 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件

原案可決

教育長 定第68号議案について、引き続き、小村総務課長、説明をお願いします。
事務局（総務課長） 議案綴りの13ページをご覧ください。「定第68号議案 鹿児島市教育委員会公印規則の一部改正の件」についてご説明します。14ページの下の改正理由をご覧ください。令和4年4月1日の組織機構の整備等に伴い、関係条文を整理するものです。15ページの新旧対照表の別記1をご覧ください。令和4年4月1日の組織整備において、「学校整備室」が新設されることに伴い、公印の保管主管課長を総務課長とするものです。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

教育長 他になければ、定第68号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 69 号議案 鹿児島市立高等学校の授業料等の減免に関する規則一部改正の件

原案可決

教育長 定第 69 号議案について、引き続き、小村総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 議案綴りの 16 ページをご覧ください。定第 69 号議案「鹿児島市立高等学校の授業料等の減免に関する規則一部改正の件」です。改正内容については、17 ページの下の改正理由をご覧ください。令和 4 年 4 月 1 日の成年年齢の引き下げに伴い、規則に定める申請様式の改正を行うものです。18 ページの新旧対照表をご覧ください。例えば、第 2 条ですと、これは入学検定料の免除の規程ですが、「保護者」としているものを「保護者等」に文言を改正するものです。これは、未成年時は保護者であった父母が成年後は生計維持者となること等により「保護者等」と改正するものです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

教育長 他になければ、定第 69 号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 70 号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件

原案可決

教育長 定第 70 号議案について、有満図書館副館長、説明をお願いします。

事務局（図書館副館長） 定第 70 号議案、「鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件」についてご説明します。議案綴りの 35 ページをお開きください。改正理由は、鹿児島市立図書館条例の一部改正に伴い題名の変更及び使用許可の申請等に関する条文の整備をするものです。施行日は 4 月 9 日となりますが、成人年齢引き下げに伴う様式第 4 の改正については、4 月 1 日からとなります。36 ページをご覧ください。条例施行規則の新旧対照表です。改正部分の主なものについてご説明します。まず、題名については、昨年 6 月に図書館条例の題名を、「鹿児島市図書館条例」に変更したことに伴い、施行規則の題名を変更するものです。第 2 条は、指定管理者に管理を行わせる場合の読替え規定を追加しているものです。37 ページをご覧ください。左側の現行の第 4 条、第 5 条の開館時間等については、条例に規定したことに伴い削除するものです。39 ページをご覧ください。改正案の第 8 条ですが、団体貸出については、天文館図書館では行わないことについて規定するものです。40 ページをご覧ください。改正案の第 18 条から第 26 条までは、天文館図書館のギャラリー等

に関する規定を新たに追加するもので、第18条には使用期間として、ギャラリーは水曜日から翌週の火曜日までの引き続いた7日間を基準単位として継続使用は2単位まで使用できること、交流スペースについては、継続使用は1日とすることについて規定するものです。第19条は、使用許可の申請期間について、第20条は、仮予約の期間等について規定するものです。45ページをご覧ください。第31条は、指定管理者の事業報告書の作成等について、第32条は、指定管理者の指定期間満了後の原状回復義務を規定するものです。47ページからは関係様式となります。説明は以上です。

教育長 はい。相当な内容になっておりますが、天文館図書館等に関わる条例改正に伴うものです。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員 この施設は、基本的に無料と考えて良いですか。

事務局（図書館副館長） 施設の利用自体は無料ですが、ギャラリーに関しては有料としております。

教育長 これも周辺地域のそういった利用状況を把握しての金額でしたよね。

事務局（図書館副館長） はい。

委員 実際使わないと分かりませんが、使い勝手はいいのでしょうか。

事務局（図書館副館長） 実際に予約をして使ってもらうためには、更に運用ルールのようなものをある程度決めて、使い勝手が良くなるように処理をしているところです。

教育長 規則は規則としながらも、皆さんに分かりやすい利用方法の案内資料というのは作られるということによろしいですか。

事務局（図書館副館長） その方向で考えております。

教育長 市立図書館と完全に指定管理者に任せる天文館図書館の2つを、ここに書き込んでいることになりますから、内容的に煩雑に見えますね。

委員 申し込みは書面ですか、それともネットなどでも申し込みはできますか。

事務局（図書館副館長） メールで申し込みいただけるように環境を整備しています。

委員 書類だけではないんですね。

事務局（図書館副館長） はい。

委員 確認ですが、但書はあるわけですね。例外規定というか。その場合は、指定管理者側からして教育委員会が認めればオッケーという。

事務局（図書館副館長） はい。そのような柔軟性を持たせられるようにしております。

委員 分かりました。

教育長 他になければ、定第70号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 7 1 号議案 鹿児島市立図書館協議会規則一部改正の件

原案可決

教育長 定第 7 1 号議案について、引き続き、有満図書館副館長、説明をお願いします。

事務局（図書館副館長） 定第 7 1 号議案、「鹿児島市立図書館協議会規則一部改正の件」について、説明します。議案綴りの 6 5 ページをお開きください。改正理由は、令和 4 年 4 月 9 日の鹿児島市立天文館図書館の供用開始に伴い、題名の変更及び関係条文の整備をするものです。施行日は 4 月 9 日となります。6 6 ページの新旧対照表をご覧ください。題名については、先ほどの議案と同様に変更いたします。第 2 条は、所掌事務に天文館図書館を追加することについて、第 5 条は、協議会の庶務を鹿児島市立図書館で処理することについて規定するものです。説明は以上です。

教育長 これは 6 6 ページの新旧対照表に、現行、改正案がまとめられております。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員 確認ですが、一つの組織が全ての図書館を見るということですか。

教育長 協議会が両方の図書館を見る、ということの確認です。

事務局（図書館副館長） はい、そうなります。

教育長 他になければ、定第 7 1 号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 7 2 号議案 鹿児島市立学校事務処理規程一部改正の件

原案可決

教育長 定第 7 2 号議案について、佐土原学務課長、説明をお願いします。

事務局（学務課長） 議案綴りの 6 7 ページをご覧ください。定第 7 2 号議案「鹿児島市立学校事務処理規程一部改正の件」についてご説明します。6 8 ページをご覧ください。本議案は、鹿児島市立学校事務処理規程の一部を改正するものです。改正理由にありますように、申請書類の押印見直しに伴い、規程に定める申請様式の改正を行うものです。これまでも多く、この定例教育委員会において、押印見直しによる改正をお諮りしましたが、今回は、県の申請様式が改正されたことに伴い、市の規定も改正するところです。具体的には、様式第 2 中、「申請者印欄」を削る、様式第 4 その 1 及びその 2 中、「申請者印欄」及び「印」を削る、様式第 8 及び様式第 9 中、「印」を削る、様式第 1 0 中、「職氏名 ○印」を「職氏名（署名）」に改める、様式第 1 1、第 1 2 中、「医師名 ○印」を「医師名（署名）」に改める、様式第 1 3 中、「印」を削る、という

もので、施行日は、令和4年4月1日です。69から77ページには、新旧対照表をつけておりますので、ご覧ください。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

教育長 他になければ、定第72号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



6 報告事項

(2) 鹿児島市指定文化財の現状変更申請に伴う鹿児島市文化財審議会への諮問について

教育長 報告事項(2)について、圖師文化財課長、説明をお願いします。

事務局(文化財課長) 右上に「報告事項関係資料(2)」と書いてある資料をご覧ください。報告事項(2)鹿児島市指定文化財の現状変更申請に伴う鹿児島市文化財審議会への諮問について、ご報告申し上げます。資料の1ページの1「目的」ですが、鹿児島市長から鹿児島市指定史跡「西郷隆盛終焉の地」の石堀改修工事および鹿児島市指定史跡「心岳寺跡」の水路改修工事の実施に当たり提出された現状変更申請について、市文化財審議会に諮問し答申を受けたいと考えているものです。3の今回「現状変更しようとする文化財」ですが、まず、(1)の「西郷隆盛終焉の地」については、昭和49年3月に本市の史跡として指定されており、場所は城山町です。文化財の概要としましては、⑥に記載のとおり、明治10年9月24日、西南戦争の終末にあたり、西郷隆盛以下、西郷に従った幹部が自刃ないしは戦死した地として貴重な史跡です。次に、(2)の「心岳寺跡」については、平成12年10月に本市の史跡として指定されており、場所は吉野町、現在の平松神社の所にございます。文化財の概要としては、⑥に記載のとおり、島津家第15代貴久の三男歳久を弔うために、慶長4(1599)年、兄義久によって福昌寺の末寺として創建されたものです。境内には歳久とその殉死者の石塔があり、藩政時代の寺地の一部を残す貴重な史跡です。4の「今後の日程について」ですが、3月24日に開催する市文化財審議会に諮問し、工事による当該文化財への影響等について慎重な審議をしていただく予定です。審議会から答申を受けましたら、4月21日に行われる予定の令和4年度第1回教育委員会定例会において許可に関する議決をいただきたいと考えております。資料の2ページ、3ページは位置図及び工法、4ページは関係法令の抜粋です。以上です。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(3) 鹿児島市図書館基本的運営方針の改訂について

教育長 報告事項（3）について、有満図書館副館長、説明をお願いします。

事務局（図書館副館長） 「鹿児島市図書館基本的運営方針」改訂について説明します。

報告事項関係資料（3）をご覧ください。それでは、（3）のA3の方で説明させていただきます。1「改訂の経緯」ですが、図書館の基本的運営方針については、国の「図書館の設置及び運営上望ましい基準」に基づいて平成28年3月に策定をしているものですが、指標の目標値の最終年度が本年度になっておりましたことや、新型コロナウイルスの流行やICTの進展などの図書館を取り巻く環境の変化、電子図書館サービスの開始や天文館図書館の開館もあることから改訂を進めてきたものです。3は「主な改訂内容」になっております。

（4）図書館を取り巻く状況について、グローバル化や市民ニーズの現状など7項目にわたって整理し、各項目では目指す姿等を分かり易くポイントとして明記したところですが、（5）ですが、改訂では3つの基本目標は変更しておりませんが、その下の重点施策や施策の方向性については、新しい事柄や強化したい点を入れて整理したもので、参考に、重点施策については新旧を記載したところですが。最後に、（6）の指標・目標値の追加等については、これまで一つの目標、国の目標を一つの指標としてきたところですが、例として、基本目標1ですと、「市民が利用しやすい図書館」という基本目標に対して、入館者数を指標としておりましたが、電子図書館サービスも開始し、非来館での利用も進めていくことから、指標を利用者数とし、また、複数の観点から評価できるよう、複数、指標を設けたところですが。以上です。

教育長 詳しくは、改定案という冊子がついておりますが、これらがA3の方にまとめてあるということですか。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

委員 基本目標に満足度とありますが、これは経年的に取っているものですか。

事務局（図書館副館長） 満足度については、毎年度、利用者アンケートとして、同様の項目が測れるようにアンケート調査を行っております。

教育長 その内容自体は従来のもを使って、それを指標として、表に出すということになりますか。

事務局（図書館副館長） 満足度の項目については、従来のもを引き続き使ってまいりたいと考えています。

教育長 ここまで、何かございますか。

委員 基本的なことですが、この運営方針はどのように活用されるのでしょうか。

事務局（図書館副館長） この運営方針は、図書館職員が全員把握して、目指す方向を意識しながら同じ方向を向いて仕事をするためのものになります。併せて、公表して市民の皆様にもご覧いただくものです。この下には、毎年度事業計画を策定し、それを実現するための事業を毎年度計画し、それを公表するというこ

とも入っています。

委員 図書館の計画書を外に出したという感じですか。

教育長 今までも、この基本方針というのはオープンにされているわけですね。

事務局（図書館副館長） はい、オープンにしております。また、毎年度の事業計画も、今年度こういう観点で事業計画を進めて達成するように頑張りますというように公表させていただいています。

教育長 ホームページ等でも見ることができますか。

事務局（図書館副館長） はい。要覧にも載せております。

教育長 この案件は、よろしいでしょうか。

（なしの声あり）



(5) 市立学校の電話への自動音声応答装置の導入について

教育長 報告事項（5）について、佐土原学務課長、説明をお願いします。

事務局（学務課長） 市立学校の電話への自動音声応答装置の導入について報告します。

綴りとは別の、報告事項関係資料（5）、A 4の1枚の資料をご覧ください。「1 目的」です。全ての教職員が授業準備等に十分な時間を確保しながら、ゆとりをもって児童生徒と接し、教育活動に専念できる環境を整えるため、教職員の働き方改革の取組の一環として、全ての市立小・中・高等学校に自動音声応答装置を導入し、長時間勤務の一層の縮減を図るためのものです。「2 自動音声応答装置による応答時間」をご覧ください。「（1）平日」については、小学校は、午後6時から翌朝の午前7時30分まで、中学校・高等学校は、午後7時から翌朝の7時30分までとなります。「（2）土曜日・日曜日・祝日等」については、終日となりますが、授業や学校行事等を実施する場合は、この限りではありません。「（3）長期休業期間」については、正規の勤務時間を除く時間帯となります。「（4）年末年始、夏季休業期間中の学校閉庁日、振替休業日」については、終日となります。「3 開始時期」については、早い学校は4月1日からですが、学校の状況に応じて、4月中に順次運用します。「4 その他」をご覧ください。（1）自動音声応答装置には、録音機能はございません。自動音声応答装置による応答時間以外にかけ直すようメッセージが流れます。（2）緊急連絡先について、自動音声応答装置による応答時間中に、緊急を要する場合は、警察署や市消防局に連絡するよう保護者に周知します。なお、保護者から学校に連絡する必要がある場合は、市役所代表電話へ連絡することで、教育委員会を通じて校長に伝えることとなっております。（3）また、本件については、「市民のひろば3月号」、市のホームページへ既に掲載し、周知を図っているところであり、（4）保護者への周知は、学校から文書で3月中にお知らせすることとなっております。説明は以上です。

教育長 働き方改革の一環として、こういう導入を行うという報告です。

教育長 この件に関して、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

委員 学校の異論はないですが、警察、消防はともかく、市役所の代表電話に連絡したら通じるようになっているのですか。

事務局（学務課長） はい。24時間受け付ける市の代表電話にかけることで、そこから、教育委員会担当課へつながることになっております。担当課から電話がかかってきた学校・校長先生へ連絡を取り次ぐという体制ができております。

委員 事務局が大変じゃないですか。

事務局（教育部長） 実は、これまでもそういった流れで連絡を受けております。私も2度ほど経験がございますが、回数自体さほど多いものではないと見ております。これまでもそういった状況でしたので、充分これで対応できると考えます。

委員 これまでは事務局まで上がってこないで、直接学校にいていたから件数が少なかったということではないですか。

事務局（教育部長） 要するに、緊急を要するものはなかった、ということです。私も3年間おりますが、そういったものについては対応できていたと考えております。

委員 ありがとうございます。

教育長 やり始めて、実際の運用の中で調整できることは対応していきたいと思いますが、かなり期待感はあるようです。

教育長 進行で予定の時間を5分過ぎておりますが、両委員は他にはよろしかったでしょうか。よろしく願いいたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(6) 令和3年度鹿児島学習定着度調査の結果について

教育長 次に、報告事項（6）について、山下学校教育課長、説明をお願いします。

事務局（学校教育課長） 報告事項関係資料(6)をご覧ください。令和3年度鹿児島学習定着度調査の結果について報告します。本調査は、県教育委員会が1月に実施する、県内小・中学校を対象とした調査です。1の（1）の「趣旨」にありますように、児童・生徒の学力や学習状況について把握し、指導方法の工夫・改善を図ることを目的としております。調査の内容、実施日は、（2）、（3）のとおりです。対象については、全ての市立小・中学校です。それでは、2「学力状況調査の結果」について説明します。（1）に本年度の結果を掲載しております。3、4ページ目に参考資料をお付けしています。参考資料として、県教委の資料を添付しておりますが、今回から県が平均通過率に加え、中央値と標準偏差の数値を公表したことから、本市の結果もそれを踏まえております。では、報告資料2（1）にお戻りください。（2）結果の概要についてです。まず、平均通過率について、表の真ん中の全体の欄をご覧ください。小学校は、「－」（マイナス）が付いておりますように、4教科の全てにおいて、県平均通過率を下回っており、中学校は、10教科の全てにおいて、県平均通過率を

上回っております。結果については、各教科の調査が、約25問で作成されており、1問当たり、通過率に約4%の差が生じることや、採点を各学校が正答か誤答のみの自己採点で行っていることを勘案しますと、どちらも県の平均とほぼ同じであると考えております。また、他の地区では、演習問題への取組みを多く行っているところもあり、取組みの差が表れたことも一因であると考えております。本調査の設定通過率とされている70%を超えた教科は、網掛け部分でお示した14教科中8教科です。次に、中央値と標準偏差についての概要です。中央値とは、データを大きい順に並べた時のちょうど真ん中の値になります。中央値で70%を超えたのは、9教科になります。また、表の右側で示した標準偏差とは、データの散らばり具合を表す数値で、数値が小さいほどデータの散らばりが少ないことを意味します。標準偏差が、14教科全てにおいて県の数値よりも小さいため、本市の児童生徒は平均値付近に多くまとまっていることを表しております。次のページをご覧ください。(3)に今回出題された、「基礎・基本」と「思考・表現」の問題から小学校の国語と算数を例に挙げております。次に、3「市教育委員会の取組」といたしまして、定着が図られていないことが明らかになった学習内容について、本年度内での補充指導や個別指導を徹底するよう指導しており、各校の状況を見届けてまいりたいと考えております。また、タブレットの利活用など、各学校の指導方法の改善、学力の向上につながるよう取り組んでまいります。結果等については、市のホームページでも公表いたします。以上です。

教育長 委員 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

皆さんもショックだったと思いますが、自分の感覚とすれば、鹿児島市というのは鹿児島県の平均よりは高く、全国の平均に勝ったり負けたりくらいという認識でしたが、今回、小学校5年生ですが、こんなに落ちてしまったのはどうなのかなど。中学生はいいとして、いろいろ分析をされていますが、特に今回だけが異常に低かったのでしょうか。それとも傾向的にこのような数字になるであろうことが予測されていたことなのか。その辺りはどうでしょうか。

教育長 まずは、基本調査の小学校で平均を下回っているということと、もう一つは小・中との状況を見比べた場合をどう考えるか、その2点、山下課長お願いします。

事務局（学校教育課長） 県の参考資料を見ると分かるかと思いますが、鹿児島市の子供たちの数は非常に多いです。その中での平均を取られると低くなってしまいうのがあります。また、各地区のこの問題に対する取組みの度合いが非常に熱を帯びており、そこが影響しているというのが1つ考えられます。ただ、昨年度、小学校5年生に対しては、少し「-」（マイナス）が出ていましたが、その次の6年で受けた全国学習状況調査については、全国を、県も大きく上回っております。ですから、我々も今回、「-」（マイナス）が出ておりますが、ほぼ県と変わらない数字だと見ております。引き続き、学校は次の全国学習状況調査に向けての取組みを進めているところで、誤差の範疇と考えております。

教育長 いろいろな標準偏差、全国学力テスト等クロスさせながら、いろいろな要素はあ
ると思いますが、平均を上回るに越したことはないと思いますので、分析結果
を学校に還元していただければと思います。確かに今課長が言ったように、他
市町村によっては全力で取り組んでいるというのが実態としてあります。

委員 標準偏差が狭いというのは、全国規模などが関係しますか。どのように見た
らいいですか。

教育長 標準偏差と受験者数ですね。山下課長。

事務局（学校教育課長） 私たちの考えとしては、標準偏差が小さいということは、指
導が行き届いていると思います。上と下の差が少なくまとまっている、と見て
おります。

教育長 先ほど言った、1万人を超える人数にしては、しっかりと平均値に寄ってい
る、ということですよ。さっき、人数が多いから平均がなかなか上がりにく
いという話を課長がされたと思いますが、一方では、平均は悪いけれども、バ
ラつきは非常に小さいということで見ると、また違う学校の取組みの良さも見
えないわけではないです。

教育長 今まで議会等でも、鹿児島市はリーディングシティとして県の平均をもっ
とズバ抜けるべきではないのか、という議論がありますが、3分の1が鹿児島
市ですから、鹿児島市が上がると県の平均も上がるので、なかなかそこは抜け
きらないというジレンマと言いますか、パラドックスがあります。去年も先ほ
どの小学校5年生のところ。しかし、次年度の全国学力テストではしっか
りと挽回したということでした。とにかく、学校にこのデータ分析を示して、
学校側もまた各校に応じた取り組みをしっかりと打ち出していくことになっ
てますので、2年続けて小学校5年生の厳しい状況がありましたので、学校教育
課もよろしくをお願いします。

教育長 それでは、次の報告に移ります。



(7) 令和3年度鹿児島市社会教育委員の会議結果について

教育長 報告事項（7）について、牛堀生涯学習課長、説明をお願いします。

事務局（生涯学習課長） 報告事項関係資料（7）をご覧ください。令和3年度鹿児島
市社会教育委員の会議の結果について、議長の森 裕子氏から意見や提言がま
とめられましたので、ご報告いたします。本年度は、「2 委員」記載の20
人の委員により、「3 会議の経過」のとおり、年4回の会議を開催したとこ
ろです。特に、本年度は、10月8日のところに書いてありますが、谷山北公
民館の現地視察を入れ、実際に、講座等の運営等を見ていただいたところ。次
のページをご覧ください。テーマについては、令和3・4年度の2年間かけ
て協議することとなっておりますが、「地域の身近な施設等における生涯学習
の在り方（生涯学習関連施設を中心に）～誰もが学びやすく つながり続ける

ために～」と設定し、協議を行いました。5の本年度のまとめとして、「誰もが学びやすい」と「つながり続ける」という2つの視点を設定したところです。各視点を基に協議をし、1つ目の視点の「誰もが学びやすい」については、ア、イ、ウの多様な対象に合わせた講座や研修会等の運営、施設の利用方法、学習機会や施設情報等の周知・広報についてなどを、2つ目の視点「つながり続ける」については、学習の成果を生かせる機会の活用と情報提供、自主学习グループを活性化するための手立てについて、行政部局、大学等教育機関、地域団体、NPO、企業等の多様な主体との連携についてなど、今後検討していく事項としてご意見をいただいたところです。これらの示していただいた検討事項に対して、よりよい生涯学習社会の実現を目指して、令和4年度は具体的な方策について更に協議を進めたいと考えているところです。以上です。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

委員 報告ありがとうございます。以前も、こういった委員会の報告を上げてほしいとお願いしたので、嬉しく思います。今回、まとめとして出てきたものを、どのように展開するのか、そのために何が必要なのか、そんなことも協議できれば良いと思いました。今回、社会教育の方から出てきていますが、是非、他の委員会でも情報共有していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

教育長 他にはよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(8) 市議会関係の審議結果等について

教育長 報告事項(8)について、中管理部長、説明をお願いします。

事務局(管理部長) 議案綴りの80ページをご覧ください。報告事項(8)の市議会関係の審議結果等について、ご説明します。2月14日から本日、3月22日まで開催されました。第93号議案「工事請負契約締結の件」など6件の議案を提案し、本日の最終本会議にて原案どおり可決されました。本会議での主な質問としては、桜島の小・中学校の統合についてや、スクールロイヤーなどの質問が多く寄せられたところです。また、議案の一番下にありますが、新任の教育長として原之園 哲哉氏の任命が同意されたところです。以上です。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(9) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 報告事項（9）について、引き続き、中管理部長、説明をお願いします。

事務局（管理部長） 報告事項（9）教育委員会関係の主な行事について、ご説明いたします。お配りしたチラシのとおり、市立美術館において、「生誕100年 山下清展」を、3月25日金曜日から5月5日木曜日まで開催します。次に、市立小・中学校の入学式が4月6日水曜日に、市立高等学校及び玉龍中学校の入学式が4月7日木曜日に行われる予定となっております。以上です。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の日程は、4月21日木曜日16時からを予定しております。なお、天文館図書館の内覧については、現在、再調整させていただいておりますので、個別に改めてご案内いたします。以上です。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】